

# 令和4年第 11 回加賀市農業委員会定例総会

令和4年 11 月 25 日(火)

開会（午後 1 時 30 分）	
事務局（宮下）	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。令和4年第 11 回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員 14 名のうち 12 名の出席をいただいております、本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13 名のうち 10 名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、17 日に池端委員、能登委員、事務局職員、2 名の計 4 名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。11 月の月末にしては暖かい日が続いています。作物の収穫等で忙しい方もいると思いますが、定例総会への出席、お疲れ様です。先日の石川県農業委員会大会へ出席された委員の皆さん、お疲れさまでした。</p> <p>それでは、令和4年第 11 回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>5 番 中野委員、6 番 中出委員を指名します。</p>

## 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（中村会長）

それでは議案の審議を行います。議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局（田町）

それではご説明します。議案書は1ページから2ページです。資料1の位置図は1ページから8ページ、資料2は申請農地の明細書が1ページから2ページ、調査書が3ページから10ページです。併せてご覧ください。案件は8件です。

整理番号1番ですが、                    の譲受人が、町内の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は340aです。この農地は県外に住む相続人が所有していますが、譲受人が以前より借り受けて耕作しており、取得することとなったものです。現在この田は、隣接する          と          までの3筆で1枚の田となっております。

整理番号2番、3番、4番について、譲渡人が同じですので、一緒にご説明いたします。譲渡人は市内に住んでいますが、相続した農地を売却して整理したいとのことで、                    地区の担当農業委員が農地のある          の生産組合に働きかけをし、3名の農業者がそれぞれ農地を譲り受けることになったものです。譲受人の農地取得後の経営面積はそれぞれ258a、185a、141aです。

整理番号5番ですが、                    の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は169aです。この農地は、土地改良事業により換地処分のあった農地ですが、町内会の共有地であり、仮に譲渡人の共有名義で登記し譲受人に耕作してもらっていたもので、仮となっている登記名義を整理するために、町から譲渡を申し出たものです。譲受人はこの農地で野菜等の栽培をしてい

ます。

整理番号6番ですが、[ ]の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は410aです。譲渡人は、所有する農地の大部分を同じ町内の別の農業者に耕作してもらっており、農業はしていない状況です。譲受人は隣接する[ ]の畑を所有しており、育苗ハウスとして利用していますが、譲り受ける農地でも育苗ハウス等で利用する計画としています。なお、譲受人は[ ]ですが、家族で相談の上、将来は農業経営を引き継ぐとのことで、資金の調達も含め自分の名義で取得することとしたものです。

整理番号7番と8番ですが、譲受人が同じですのでこちらも一緒にご説明いたします。[ ]の譲受人が、町内の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は306aです。整理番号7番の農地については譲受人が現在耕作しているものです。譲渡人は二人とも自身が高齢なことから、今後相続等で農業をしない方に農地が渡るより、また町内以外の人に農地が渡るよりも、町内の農業者に譲りたいとのことで、所有する優良な農地について譲渡するものです。

以上、これら8件の案件は、資料2の3～10ページの調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

議長（中村会長）

（意見、質問なし）

ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。

議長（中村会長）

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。

議長（中村会長）	<p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<b>議案第 44 号 農用地利用集積計画（案）の決定について</b>	
議長（中村会長）	<p>それでは、議案第 44 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。</p>
事務局（中島）	<p>はい、議案書の 3 ページから 4 ページ、資料 2 は 11 ページから 12 ページをご覧ください。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。</p> <p>今月の申請は、利用権の新規が 2 件、再設定の更新が 10 件ですが、整理番号 1 番においては新規が 2 筆と更新が 1 筆混在しており、最終的には 11 件の申請となっています。面積の総合計は 50,679 m<sup>2</sup>の集積計画案です。</p> <p>以上この 11 件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p>
	<p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 44 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>（挙手多数）</p>
議長（中村会長）	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<b>議案第 45 号 農地転用許可後の事業計画変更申請について</b>	

議長（中村会長）	<p>それでは、議案第 45 号 農地転用許可後の事業計画変更申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、池端委員から報告をお願いします。</p>
池端委員	<p>去る 11 月 17 日に、私と能登委員、事務局職員 2 名、計 4 名で現地確認調査を行いました。位置図の資料 1 は 9 ページを併せてご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番の転用目的は現場事務所等です。雨水は道路側溝に流し、現場事務所の排水は下水道に接続する計画です。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p>
事務局（橋本）	<p>議案書は 5 ページから 6 ページ、資料 1 の位置図は 9 ページを併せてご覧ください。</p> <p>1 番は■■■■地内にあり、田、面積 464 m<sup>2</sup>、転用目的は新幹線軌道工事に係る現場事務所及び駐車場、資材置場建設で、一時転用するものです。この案件は、令和 2 年 2 月に初回の許可を得て事業を開始しましたが、許可期限の令和 5 年 1 月 5 日までに事業が完了しないことから、15 カ月の延長申請があったものです。申請地は初回の転用許可日から 3 年を超える一時転用となりますが、石川県と北陸農政局が協議した結果、例外的に延長を許可するものとなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 45 号 農地転用許可後の事業計画変更申請について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p>



議長（中村会長）	<p>て、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数） 賛成多数により、適切と認めます</p>
<b>議案第 47号農地法第5条の規定による許可申請について</b>	
議長（中村会長）  池端委員	<p>次に、議案第 47号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、池端委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは報告します。位置図の資料 1 は 11 ページから 14 ページを併せてご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番の転用目的は展示場建設です。1 番は既に展示場が建設されておりました。隣地境界には既存の擁壁があり、申請地の一部の西側に擁壁を新たに設置して、雨水は道路側溝に流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。</p> <p>2 番の転用目的は貸駐車場建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、雨水は東側の道路側溝に流す計画です。</p> <p>3 番の転用目的は駐車場建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、雨水は東側の道路側溝に流す計画です。</p> <p>4 番の転用目的は駐車場建設です。雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上 4 件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長） 事務局（橋本）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は 9 ページから 10 ページ、資料 1 の位置図は 11 ページから 14 ページを併せてご覧ください。10 ページ、12 ページ、13 ページにあります整理番号 2 番と 3 番の参考事項が売買となっておりますが、交換に訂正となり</p>

ます。

1番は■■■■地内にあり、田、2筆、面積計386.29㎡、転用目的は展示場建設です。この案件は、詳しい年月は不明ですが、当初は埋め立て後に畑として利用していました。その後、貸渡人が遠方に居住しており管理できなくなったため、借受人が農地法第5条の許可を得ずに展示場を建設してしまったものです。借受人は、■■■■を営んでおり、今回改めて農地法第5条の許可申請を行い、申請地を賃貸借して、新たに展示場を建設するものです。申請地は農地の拡がりか10ha以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、既存施設の面積1/2以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。

2番は■■■■地内にあり、田、1筆、畑、1筆、面積計236㎡、転用目的は貸駐車場建設です。譲受人は交換により申請地を取得し、貸駐車場を建設するものです。申請地は第一種住居地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は■■■■地内にあり、田、面積214㎡、転用目的は駐車場建設です。譲受人は交換により申請地を取得し、建設予定である事務所の駐車場を建設するものです。申請地は第一種低層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

4番は■■■■地内にあり、畑、2筆、面積計991㎡、転用目的は駐車場建設です。借受人は■■■■を営んでおり、申請地を購入して駐車場を建設するものです。申請地は農地の拡がりか10ha以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、既存施設の面積1/2以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。

議長（中村会長） 田端委員	説明は以上です。 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 2番の譲渡人は加賀市の住民ではありませんが、農地を取得した経緯について教えてください。
事務局（橋本） 田端委員	■■■■で取得しました。 農業をしていない人が、どういう経緯で農地を取得したかを知りたかったので、質問をしました。
事務局（田町）	この方は元々地元の方で、仕事で加賀市から転居されたと聞いています。
議長（中村会長）	ほかにご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長（中村会長）	賛成多数により、適切と認めます。

### 報告第20号 農地貸借の合意解約について

議長（中村会長）	次に、報告第20号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	はい、議案書の11ページからお願いいたします。農地の貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。 今月の届出はこの3件で、3筆の4842.29㎡の届出です。 以上、この3件について、土地の引き渡しについても問題が無く 適切と考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)

議長（中村会長）	なければ、終わります。
<b>報告第 21 号 農地利用最適化活動（旧 1・1・1 運動）について</b>	
議長（中村会長）	次に、報告第 21 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 （委員からの報告なし）
議長（中村会長）	なければ、私の方から報告します。11 月 14 日常設審議委員会において 5 条転用が 4 件あり、うち 3 件が一時転用でした。いずれも許可相当ということです。 その他事務連絡については、事務局から報告してください。
<b>事務連絡</b>	
事務局（宮下）	（活動実績等を報告） （その他資料（資料 3）当面の日程のみを説明）
議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして、令和 4 年第 11 回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。
<b>閉会（午後 2 時 2 分）</b>	